

別紙（第6条関係）

各事業の詳細については「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知を参照。以下本項目において「局長通知」という。）

1 放課後児童健全育成事業

（1）【基本額】（1支援の単位当たり年額）

区分	児童数 ※	補助基準額	
		開所日数 200 日以上 249 日以下	開所日数 250 日以上
1	1 人～ 19 人	2,054,000 円	3,028,000 円-（19 人-児童数）×28,000 円
2	20 人 ～35 人	3,580,000 円	5,416,000 円-（36 人-児童数）×26,000 円
3	36 人 ～45 人		5,416,000 円
4	46 人 ～70 人		5,416,000 円-(児童数-45人)×96,000 円
5	71 人 以上		2,917,000 円

※ 児童数とは、登録時の利用希望日数を基に算出するもので、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。なお、対象は小学1年生から6年生までの全学年とする。

※ 年間開所日数は原則 250 日以上とする。ただし、やむを得ない事情により年間開所日数が 200 日以上 249 日以下となった場合についても補助の対象とする。

（2）【長時間開設加算額】（1支援の単位当たり年額）

ア 長期休暇等（小学校の授業の休業日）の間に「1日8時間を超えた部分の合計時間数」を「長期休暇等の開所日数」で割った平均時間に 223,000 円を乗じて得た額を加算とする。

$$223,000 \text{ 円} \times \left(\frac{\text{長期休暇等の間に1日8時間を超えた部分の合計時間数}}{\text{長期休暇等の開所日数}} \right)$$

イ 平日（小学校の授業の休業日以外の日）に「18時半を超える部分の合計時間数」を「平日の開所日数」で割った平均時間に495,000円を乗じて得た額を加算とする。

$$495,000 \text{ 円} \times \left(\frac{\text{平日に18時半を超える部分の合計時間数}}{\text{平日の開所日数}} \right)$$

(3) 【開所日数加算額】（1支援の単位当たり年額）

開所が250日を超える日数について、1日23,000円を加算する。ただし、長期休暇等で1日8時間以上開所した場合に限る。

(年間開所日数-250日-長期休暇等の期間中に1日8時間未満の開所であった日数) ×23,000円

(4) 【長期休暇支援加算額】（1支援の単位当たり年額）

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合に、1日23,000円を加算する。

(長期休暇中に支援の単位を新に設けて運営した開所日数) ×23,000円

2 放課後子ども環境整備事業（1事業所あたり年額）

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

- ア 局長通知別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合
13,000,000円
- イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）
12,000,000円
- ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）
12,600,000円

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

- ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合
 - (ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合
2,000,000円
 - (イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合

	5,000,000円
イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く）	
	1,000,000円
ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）	
	1,600,000円

(3) 放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

1,000,000円

※開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。

3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たりの年額）

(1) 障がい児受入推進事業

2,352,000円

(2) 放課後児童クラブ運営支援事業（1支援の単位当たり年額）

ア 賃借料補助

3,444,000円

イ 移転関連費用補助

2,500,000円

ウ 土地借料補助

6,300,000円

(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業（1支援の単位当たり年額）

613,000円

※(2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

※燃料費のみが対象

4 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）

(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

2,181,000円

(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

3,768,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
 が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

5 障がい児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）

（1）障がい児を3人以上受け入れる場合

障がい児の受入人数	職員の配置	金額
3～5人	1人	2,352,000円
6～8人	1人	2,352,000円
	2人以上	4,704,000円
9人以上	1人	2,352,000円
	2人	4,704,000円
	3人以上	7,056,000円

（2）医療的ケア児を受け入れる場合

ア 看護職員等を配置	4,061,000円
イ 看護職員等が送迎支援等を実施	1,353,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
 が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

6 小規模放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）

1支援の単位あたり年額 735,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
 が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」
 を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

7 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額

（1）放課後児童支援員を配置

対象職員1人当たり 131,000円

（2）概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置

対象職員1人当たり 198,000円

（3）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者

を配置

対象職員 1 人当たり 263,000円

(4) (3) の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、
事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置

対象職員 1 人当たり 394,000円

※ 1 支援の単位当たりの補助基準額は、919,000円を上限とする。

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

8 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

職員に対する3%程度（月額9,000円相当）の改善額

※ 雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件下で、令和4年1月の賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。

補助基準額（月額11,000円）×賃金改善対象者数×事業実施月数

※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が反映しが見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。

※ 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務するものをいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員としてみなして含めること。

※ 事業実施月数は賃金改善の月数によること。

備考 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、必要に応じて改定を行うものとする。